

# 脳MRI 検診受診に係る助成金交付要綱

一般社団法人 山梨県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人山梨県トラック協会（以下「山ト協」という。）の会員事業者（以下「会員」という。）が従業員に対して実施する脳検診の受診に係る助成金の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進し、運転者の脳疾患に起因する事故を防止することを目的とする。

## (助成対象)

第2条 助成対象は会員が実施する脳 MRI 検診の受診者であり、山梨県内の事業所に勤務する運転者であること。

## (助成額)

第3条 助成額は、1名につき上限10,000円とする。  
但し、対象費用が助成上限額以下の場合には支払額とする。（税抜き）  
同一人に対しては、年間一人1回分のみとする。

## (助成対象期間)

第4条 毎年4月1日から翌年1月31日の間に脳 MRI 検診を実施し、かつ支払いを完了したものを対象とする。  
ただし、上記期間内であっても、予算枠に達した時点で終了とする。

## (助成金の申請手続き)

第5条 助成金の交付を受けようとする会員は、様式1「脳 MRI 検診受診助成金交付申請書」により、助成対象期間終了後の2月15日（ただし、土、日祝祭日の場合は翌日）までに、関係書類を添えて山ト協へ申請するものとする。

## (助成金の交付)

第6条 協会は前条の申請に基づき、会員へ助成金を支払う。

## (その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

## (附 則)

- 1.令和元年9月25日 制 定
- 2.令和2年4月 1日 一部改正
- 3.令和3年4月 1日 一部改正